# 令和5年第17回教育委員会会議

1 日 時

令和5年12月21日(木) 開会 10時00分

閉会 10時40分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、 辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

吉田雅英教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、山本一彦庶務課長、 高倉英明教職員課長、北島公之学校指導課長、岩木智子生涯学習課長、辻江冬樹文 化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第31号 石川県社会教育委員の委嘱(任命)について(原案可決)

議案第32号 文化財の県指定について(原案可決)

議案第33号 教職員の人事について (原案可決)

# 6 審議の概要

• 開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第31号、議案第33号は人事に関する案件のため、議案第29号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

• 質疑要旨

以下のとおり。

議案第32号「文化財の県指定について」ご説明いたします。資料の4ページをご 覧願います。

提案理由でありますが、先月14日の教育委員会会議で文化財保護審議会に諮問することをお諮りしました文化財について、今月18日に開催された同審議会において「文化財に指定することが適当である」との答申を得ましたので、答申どおり指定することをお諮りするものです。

指定する文化財でありますが、有形民俗文化財の「粟崎八幡神社奉納船絵馬」、「剱地八幡神社奉納船絵馬」の2件であります。

まず、「栗崎八幡神社奉納船絵馬」の概要をご説明いたします。資料の5ページをご 覧願います。員数は14点、所在地は、金沢市栗崎町へ49、所有者は、宗教法人栗 崎八幡神社でございます。

6ページをご覧ください。指定理由の詳細を記載しております。

金沢市の北部、河北潟と日本海を結ぶ大野川の右岸河口近くから海浜部にかけて位置する栗崎地区は、江戸時代に豪商の木谷藤右衛門を輩出する等、海運との関係が深い地域であり、鎮守である栗崎八幡神社には今回お諮りする船絵馬14点等が奉納され、大切に保管されています。

船絵馬は、船主や船頭等が、航海の安全を祈願ないし感謝し、あるいは船の新造を祝し、ゆかりの寺社に奉納したものであり、その絵柄は西廻り航路を往来した商船、いわゆる北前船1艘の帆走する姿を側面から描いたものを主体としています。

栗崎八幡神社の船絵馬は、文化8年から明治9年にかけての年代が記されており、江戸時代後半から明治時代前半にかけて奉納されました。奉納者は14点のうち長大な3点を含む7点が木谷家であり、往時の繁栄を物語っております。製作者は9点が判明しており、その多くは北前船が出航・帰港する大坂の絵師です。絵柄は前述の他、船を正面から描いたものや、数艘の船を描いたものもあります。船の喫水線や装備の書き分けによる積荷の状況の表現等は精緻であり、粟崎の一帯の風景を活動する人物等も含めた描写は風俗画としても注目に値するものであります。

次に、「剱地八幡神社奉納船絵馬」の概要をご説明いたします。

資料の9ページをご覧願います。員数は42点、所在地は、輪島市門前町剱地レ136、所有者は、宗教法人剱地八幡神社、剱地区でございます。

10ページをご覧ください。指定理由の詳細を記載しております。

輪島市の北西端の海岸沿いに位置する剱地地区は、江戸時代後半から明治時代中頃にかけて北前船に携わった人が多く居住し、鎮守である剱地八幡神社には往時の船主や船頭等が、航海の安全を祈願ないし感謝し、あるいは船の新造の祝い等の折々に奉納した、今回お諮りする船絵馬42点が伝わっております。

船絵馬は文化9年から明治16年までの年代が記されており、江戸時代後半から明治時代前半にかけて連綿と奉納されております。奉納は地元船主によるものと思料され、剱地の西屋、中嶋屋、中屋といった家名は史料にも見られるところです。製作者は判明しているものでは北前船が出航・帰港した大坂の絵師であります。絵柄は北前船1艘の帆走する姿を側面から描いたものを主体とする他、数艘の船の図や難船図があります。

視点を広げて見ますと、能登には海岸沿いに多くの集落が営まれ、地区の寺社に海運に関わる奉納物等を残す事例は多くありますが、剱地八幡神社奉納船絵馬はそれらと比較して点数が多く、長期間の連綿とした奉納が突出しており、特に重要であります。

これらの奉納船絵馬は、県下の海運と関わりが深い地域の特色をよく示しており、 特にその信仰・習俗を理解する上で欠くことができない貴重な資料であります。

戻りまして、4ページをご覧願います。

3の指定日につきましては、県公報の告示の日となっており、本会議でご承認がいただければ、1月12日の県公報に登載の手続きを行い、告示したいと考えております。

ご審議のほどお願い申し上げます。

## 【質疑】

## (辻委員)

栗崎の絵馬は既に市の文化財に指定されていますが、県と市の指定に違いはありますか。例えば、今回県に指定されることによって所有者や地域の方々にメリットがあるとか、市に対して補助金があるとか、そういったものがあれば教えていただきたいです。

## (辻江文化財課長)

まず、県の指定になることにより、より多くの方に周知されると思っております。 また、修繕については、市指定では市と所有者が費用を折半しますが、県指定では県 が半分、残りを市と所有者が半分ずつ負担することになり、負担が軽減されます。

# (高野委員)

文化財の保存は大切ですが、活用については、県教委が指導しているのですか。

#### (辻江文化財課長)

文化財保護法においても、文化財の保存とともに、できるだけ公開して活用に努めなければならないと条文にありまして、保存だけでなく活用も重要であると考えております。絵馬は神社の建物の中にあるのですが、いつも公開されているわけではなく、行事等の際に公開されますが、市を通じてその機会を増やしていただくようお願いすることは考えられるかなと思います。

# (高野委員)

活用に関して、県教委としての方向性はあるのか、市町への指導をしているのか教えてください。

#### (辻江文化財課長)

所有者がいますので、強制というわけではありませんが、できるだけ公開していた だくようお願いしているところです。

# (高野委員)

県内にある絵馬を一か所に集めて展示することも可能ですか。

# (辻江文化財課長)

県立歴史博物館等で公開することは可能かと思いますので、そういったところと相談しながら、機会があればというふうに思います。

## (高野委員)

これまで教育委員会会議の場で、何度か文化財の指定の案件がありましたが、指定された文化財を目にすることがなかったので、指定するだけでなく、活用の部分にウエートを置いてはどうかと思い、質問しました。

資料には剱地は北西とありますが、輪島市民としては南西と認識しています。

# (辻江文化財課長)

おそらく、市の文化財に指定された当時からそういった表現になっていたと思いますが、おっしゃるとおり、剱地は志賀町に近いですから、ホームページに掲載する際は表現を検討したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

# (北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第31号 石川県社会教育委員の委嘱(任命)について 岩木生涯学習課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第33号 教職員の人事について(髙倉教職員課長説明) 髙倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

# ・閉会宣言 北野教育長が閉会を告げる。